

学習院大学図書館利用規則

(趣旨)

第1条 学習院大学図書館（各学部の図書室を含まない。以下「図書館」という。）を利用する場合には、本規則の定めるところによる。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 学習院大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤講師を含む。）
- 二 本学学部学生
- 三 本学大学院学生
- 四 本学専門職大学院学生
- 五 学校法人学習院（以下「本院」という。）の教職員
- 六 本院の女子大学学生、高等科生徒及び女子高等科生徒
- 七 本学の卒業生
- 八 本学の停年退職者
- 九 本院の停年退職者
- 十 他大学の図書館との相互利用制度に基づく外来者
- 十一 図書館長（以下「館長」という。）が許可した者

(前条第10号に該当する者の利用)

第3条 前条第10号に該当する者の利用については、別に定める。

(身分証等)

第4条 利用者は、図書館の利用に際して、学生証、教職員証、次項に基づいて交付される図書館利用証又はその他の身分証明書（以下これらを「身分証等」という。）を常に携帯し、図書館員の要請があったときは、身分証等を直ちに提示しなければならない。

- 2 図書館利用証の交付及び返却等については、別に定める。
- 3 利用者は、図書館の利用に際して、身分証等を他人に使用させてはならず、かつ、他人の身分証等を使用してはならない。

(利用規律)

第5条 利用者は、図書館の利用に際して、この規則及び図書館が定めるその他の規程を遵守し、図書館員の指示に従い、他の利用者の妨げとなる行為をしてはならない。

- 2 館長は、前項に違反した者に対し、図書館の利用を禁止又は制限することができる。

(休館日)

第6条 休館日は、次のとおりとする。ただし、本条第1号から第3号までに該当する日のうち、館長が必要と認めた日においては、開館する。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律による祝日と休日
- 三 開学記念日及び開院記念日
- 四 春季、夏季及び冬季休業中の館長の定める一定期間
- 五 館長が特に必要と認めた日

(開館時間)

第7条 開館時間は、次のとおりとする。

- 一 平日 午前8時45分から午後9時まで
- 二 土曜日 午前8時45分から午後6時まで
- 2 休講日の開館時間は、原則として次のとおりとする。
 - 一 平日 午前8時45分から午後6時まで
 - 二 土曜日 午前8時45分から午後6時まで

3 館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(2階自習室)

第8条 2階自習室の運用については、別に定める。

(館内閲覧)

第9条 図書館所蔵の資料(以下「図書資料」という。)を館内で閲覧する場合は、利用した図書資料を当日中に返却しなければならない。

(館外貸出し)

第10条 図書資料の館外貸出し(以下「貸出し」という。)を受けることができる者、各々の貸出冊数及び期間は、別に定める。

2 前項にかかわらず、館長が必要と認めるときは、貸出冊数及び期間を変更することができる。

(貸出期間の更新)

第11条 貸出期間を超えて、貸出しを受けた図書資料(以下「貸出図書資料」という。)の貸出しの継続を希望する者は、他にその図書資料の利用を希望する者がいないときは、所定の更新手続を経て、その貸出しを継続することができる。

(貸出図書資料の保管)

第12条 貸出図書資料は、貸出しを受けた本人が保管し、これを他人に転貸してはならない。

(貸出禁止の図書資料)

第13条 次の各号に掲げる図書資料の貸出しは行わない。

- 一 貴重書・準貴重書
- 二 参考室の図書(辞書・事典など)
- 三 逐次刊行物の最新号
- 四 貸出禁止の指定のある図書資料
- 五 館長が指定した図書資料

2 前項に掲げる図書資料であっても、館長が特にその必要性を認めるときは、その一時貸出しを承認することができる。

(貸出図書資料の返却)

第14条 貸出しを受けた者は、貸出期間満了日までに貸出図書資料を返却しなければならない。

2 貸出しを受けた者が第2条各号に定める利用資格を失った場合には、貸出図書資料全てを直ちに返却しなければならない。

3 館長が必要と認めるときは、貸出期間満了前でも、貸出図書資料を返却させることができる。

(貸出停止)

第15条 館長は、図書資料の返却を怠った者に対して、貸出しを停止することができる。

(弁償)

第16条 図書資料を損壊又は紛失した者は、その旨を直ちに図書館に届け出たのち、同一の図書資料をもって弁償しなければならない。やむを得ない場合は、図書館が指定する代替の図書資料をもって替えることができる。

2 前項は、図書館の施設・設備を損傷した場合においても準用する。

(複写)

第17条 図書資料の複写については、学習院大学図書館資料の複写に関する内規の定めるところによる。

(貴重書の利用)

第18条 貴重書・準貴重書その他特別資料の閲覧については、学習院大学図書館貴重書・準貴重書の閲覧に関する内規の定めるところによる。

(図書資料の出版及び出版物掲載)

第19条 図書資料の出版及び出版物掲載については、学習院大学図書館所蔵資料の出版及び出版物掲載に関する内規の定めるところによる。

(事務)

第20条 この規則に関する事務は、大学図書館情報管理課が行う。

(改正)

第21条 この規則の改正は、大学図書委員会の議を経て、館長が行う。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、学習院大学図書館利用規則（平成元年4月1日施行）及び大学図書館学生生徒利用細則（昭和59年4月1日施行）は、令和6年3月31日をもって廃止する。